

昭和二十七年法律第二百二十九号

農地法

- 第一章 総則（第一条—第二条の二）

第二章 権利移動及び転用の制限等（第三条—第五条）

第三章 利用関係の調整等（第十六条—第二十一条）

第四章 遊休農地に関する措置（第三十条—第四十二条）

第五章 雜則（第四十三条—第六十三条の二）

第六章 罰則（第六十四条—第六十九条）

附則

## 第一章 総則

（目的）

**第一条** この法律は、国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることにかんがみ、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もつて国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。

（定義）

**第二条** この法律で「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい、「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。

2 この法律で「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族（次に掲げる事由により一時的に住居又は生計を異にしている親族を含む。）並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に從事するその他の二親等内の親族をいう。

1 疾病又は負傷による療養

二 就学

三 公選による公職への就任

四 その他農林水産省令で定める事由

3 この法律で「農地所有適格法人」とは、農事組合法人、株式会社（公開会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第五号に規定す

る公開会社をいう。）でないものに限る。以下同じ。）又は持分会社（同法第五百七十五条第一項二見三十一持分会社）。以下同一同様。

一　その法人の主たる事業が農業（その行う農業に関連する事業であつて農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工その他農林水産省令で定めるもの、農業と併せ行う林業及び農事組合法人にあつては農業と併せ行う農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十二条の十第一項第一号の事業を含む。以下この項において同じ。）であること。

二　その法人が、株式会社にあつては次に掲げる者に該当する株主の有する議決権の合計が株主総会（会社法第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会を含む。）における総株主（当該種類株主総会にあつては、当該種類の株式の総株主）の議決権の過半を、持分会社にあつては次に掲げる者に該当する社員の数が社員の総数の過半を占めているものであること。

イ　その法人に農地若しくは採草放牧地について所用権若しくは使用収益権（地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権をいう。以下同じ。）を移転した個人（その法人の株主又は社員となる前にこれらの権利をその法人に移転した者のうち、その移転後農林水産省令で定める一定期間内に株主又は社員となり、引き続き株主又は社員となつてゐる個人以外のものを除く。）又はその一般承継人（農林水産省令で定めるものに限る。）

ロ　その法人に農地又は採草放牧地について使用収益権に基づく使用及び収益をさせている個人

ハ　その法人に使用及び収益をさせるため農地又は採草放牧地について所有権の移転又は使用収益権の設定若しくは移転に関し第三条第一項の許可を申請してゐる個人（当該申請に対する許可があり、近くその許可に係る農地又は採草放牧地についてその法人に所有権を移転し、又は使用収益権を設定し、若しくは移転することが確実と認められる個人を含む。）

二 その法人に農地又は採草放牧地について  
使用貸借による権利又は賃借権に基づく使  
用及び収益をさせている農地中間管理機関

(農地中間管理事業の推進に関する法律)  
(平成二十五年法律第二百一号) 第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。) に当該農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権を設定している個人

ホ その法人の行う農業に常時従事する者(前項各号に掲げる事由により一時的にその法人の行う農業に常時従事することができない者で当該事由がなくなれば常時従事することとなると農業委員会が認めたもの及び農林水産省令で定める一定期間内にその法人の行う農業に常時従事することとなることが確実と認められる者を含む。以下「常時従事者」という。)

ヘ その法人に農作業(農林水産省令で定めるものに限る。)の委託を行つてゐる個人ト その法人に農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第七条第三号に掲げる事業に係る現物出資を行つた農地中間管理機関

チ 地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会

一 その法人の常時従事者たる構成員(農事組合法人にあつては組合員、株式会社にあつては株主、持分会社にあつては社員をいう。以下同じ。)が理事等(農事組合法人にあつては理事、株式会社にあつては取締役、持分会社にあつては業務を執行する社員をいう。次号において同じ。)の数の過半を占めていること。

四 その法人の理事等又は農林水産省令で定める使用人(いずれも常時従事者に限る。)のうち、一人以上の者がその法人の行う農業に必要な農作業に一年間に農林水産省令で定める日数以上従事すると認められるものであること。

前項第二号ホに規定する常時従事者であるかを判定すべき基準は、農林水産省令で定める。

農地について権利を有する者の責務)

一条の二 農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようしなければならない。

## 第二章 権利移動及び転用の制限等 (農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

一 第四十六条第一項又は第四十七条の規定によつて所有権が移転される場合

二 削除

三 第三十七条から第四十条までの規定によつて農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。以下同じ。)が設定される場合

四 第四十一条の規定によつて同条第一項に規定する利用権が設定される場合

五 これらの権利を取得する者が国又は都道府県である場合

六 土地改良法(昭和二十四年法律第一百九十五号)、農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)、集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)又は市民農園整備促進法(平成二年法律第四十四号)による交換分合によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合

七 農地中間管理事業の推進に関する法律第十九条第七項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて同条第一項の権利が設定される場合

八 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第九条第一項の規定による公告があつた所の権移転等促進計画の定めるところによつて同法第二条第三項第三号の権利が設定され、又は移転される場合

九 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成十九年法律第四十八号)第九条第一項の規定による公牛があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第五条第十項の権利が設定され、又は移転される場合

九の二 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成二十五年法律第八十一号)第十七条の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第五条第四項の権利が設定され、又は移転される場合

十 民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)による農事調停によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合

十一 土地收回法(昭和二十六年法律第二百十九号)その他の法律によつて農地若しくは採放牧地又はこれらにに関する権利が收回され、又は使用される場合

十二 遺産の分割、民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百六十八条第二項(同法第七百四十九条及び第七百七十一条において準用する場合を含む。)の規定による財産の分与に関する裁判若しくは調停又は同法第九百五十八条の二の規定による相続財産の分与に関する裁判によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合

十三 農地中間管理機構が、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出で、農業経営基盤強化促進法第七条第一号に掲げる事業の実施によりこれらの権利を取得する場合

十四 農業協同組合法第十条第三項の信託の引受けの事業又は農業経営基盤強化促進法第七条第二号に掲げる事業(以下これらを「信託事業」という。)を行う農業協同組合又は農地中間管理機構が信託事業による信託の引受けにより所有権を取得する場合及び当該信託の終了によりその委託者又はその一般承継人が所有権を取得する場合

十五 農地中間管理機構が、農林水産省令十四の二 農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業をいう。)を取得する場合

十六 農地中間管理機構が引き受けた農地貸付信託(農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第五項第二号に規定する農地貸付信託をいう。)の終了によりその委託者又はその一般承継人が所有権を取得する場合

十七 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下単に「指定都市」という。)が古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和四十一年法律第一号)第二十条の規定に基づいてする同法第十二条第一項の規定による買入れによつて所有権を取得する場合

十八 その他農林水産省令で定める場合

十九 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、民法第二百六十九条の二第一項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定され、又は移転されるとき、農業協同組合法第十条第二項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が農地又は採放牧地の所有者から同項の委託を受けることにより第一号に掲げる権利が取得されることとなるとき、同法第十五条の五十第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が使用貸借による権利又は賃借権を取得するとき、並びに第一号、第二号及び第四号に掲げる場合において政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。

二十 所有权、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者は又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況、この法律その他の農業に関する法令の遵守の状況等からみて、これらの者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行ふと認められない場合

二十一 農地所有適格法人以外の法人が前号に掲げる権利を取得しようとする場合

二十二 農業経営基盤強化促進法第十六条の三第一項に規定する認定経営発展法人(第五条第二項第九号において単に「認定経営発展法人」という。)から第一号に掲げる権利を取得しようとする場合(当該認定経営発展法人がその農業経営発展計画(同法第十六条の二第一項に規定する農業経営発展計画をいう。)に基づいて同条第一項の認定を受けている場合を除く。)

二十三 信託の引受けにより第一号に掲げる権利が取得される場合

二十四 第一号に掲げる権利を取得しようとする者(農地所有適格法人を除く。)又はその世帯員等がその取得後において耕作又は養畜の事業に常時従事する場合

二十五 農業委員会は、前項の規定により第一項の許可を受けた者は、その権利を行使する場合において、市町村長に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた市町村長は、市町村の区域における農地又は採放牧地の農業上の適正かつ総合的な利用を確保する見地から必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

二十六 その他の農林水産省令で定める場合

二十七 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、民法第二百六十九条の二第一項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定され、又は移転されるとき、農業協同組合法第十条第二項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が農地又は採放牧地の所有者から同項の委託を受けることにより第一号に掲げる権利が取得されることとなるとき、同法第十五条の五十第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が使用貸借による権利又は賃借権を取得するとき、並びに第一号、第二号及び第四号に掲げる場合において政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。

二十八 所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者は又はその世帯員等がその取得後において耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況、この法律その他の農業に関する法令の遵守の状況等からみて、これらの者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行ふと認められない場合

二十九 農地所有適格法人以外の法人が前号に掲げる権利を取得しようとする場合

三十 農業委員会は、前項の規定により第一項の許可を受けた者は、その権利を行使する場合において、市町村長に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた市町村長は、市町村の区域における農地又は採放牧地の農業上の適正かつ総合的な利用を確保する見地から必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

三十一 農業委員会は、前項の規定により第一項の許可を受けた者に限る。次項第一号に規定する第一項の許可を受けた者に限る。次項第一号において使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者(前条第三項の規定の適用を受けて同一の許可を受けた者に限る。)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

三十二 第一項の許可を受けないでした行為は、その効力を生じない。

三十三 農地又は採放牧地の権利移動の許可の取消し等

三十四 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、農地又は採放牧地についての使用貸借による権利又は賃借権が設定される場合において、次に掲げる要件の全てを満たすとおりに、次に掲げる要件の全てを満たすときは、前項(第二号及び第四号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、第一項の許可をすることができる。

三十五 農業委員会は、農地又は採放牧地についての使用貸借による権利又は賃借権が設定される場合において、次に掲げる要件の全てを満たすとおりに、次に掲げる要件の全てを満たすときは、前項(第二号及び第四号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、第一項の許可をすることができる。

三十六 その者がその農地又は採放牧地において耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農地又は採放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

三十七 農業委員会は、農地又は採放牧地についての使用貸借による権利又は賃借権が設定される場合において、次に掲げる要件の全てを満たすときは、前項(第二号及び第四号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、第一項の許可をすることができる。

三十八 その者が他の農業者と地代等の適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行つていいないと認める場合

三十九 その者が法人である場合にあつては、その法人的業務執行役員等のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認める場合

四十 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第三項の規定によりした同条第一項の許可を取り消さなければならない。

四十一 農地又は採放牧地についての使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者がその農地又は採放牧地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借に



第一項に規定するもののほか、指定市町村の指定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。  
 (農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)  
**第五条** 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。次項及び第四項において同じ。）にするため（これららの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事等の許可を受けなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。）  
 一 国又は都道府県等が、前条第一項第二号の農林水産省令で定める施設の用に供するため、これらの権利を取得する場合  
 二 農地又は採草放牧地を農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画に定める利用目的に供するため当該農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて同条第一項の権利が設定され、又は移転される場合  
 三 農地又は採草放牧地を特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第九条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するため当該所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第二条第三項第一号の権利が設定され、又は移転される場合  
 四 農地又は採草放牧地を農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第九条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画に定める利用目的によつて農地若しくは家畜の放牧の目的に供するため当該所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第五条第十項の権利が設定され、又は移転される場合  
 五 土地收回法その他の法律によつて農地若しくは採草放牧地又はこれららに関する権利が收回され、又は使用される場合  
 六 前条第一項第七号に規定する市街化区域内にある農地又は採草放牧地につき、政令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出、農地及び採草放牧地以外のものにす  
 七 その他農林水産省令で定める場合

2 前項の許可是、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第一号及び第二号に掲げる場合において、土地收回の権利を取得しようとするとき、第一号イに掲げる農地又は採草放牧地につき農用地利用計画において指定された用途に供するためこれらの事業の用に供するため第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとするときその他の政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。  
 一 次に掲げる農地又は採草放牧地につき第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合  
 イ 農用地区域内にある農地又は採草放牧地ロイに掲げる農地又は採草放牧地として政令で定めるもの（市街地調整区域内にある政令で定める農地又は採草放牧地以外の農地又は採草放牧地で、集団的に存在する農地又は採草放牧地その他の良好な営農条件を備えている農地又は採草放牧地として政令で定めるもの（市街地化が見込まれる区域内にあつては、次に掲げる農地又は採草放牧地を除く。）  
 (1) 市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地又は採草放牧地で政令で定めるもの  
 (2) (1) の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地又は採草放牧地で政令で定めるもの  
 二 前号イ及びロに掲げる農地（同号ロ（1）に掲げる農地を含む。）以外の農地を農地以外のものにする行為により、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地又は採草放牧地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合  
 三 第三条第六項並びに前条第二項から第五項まで及び第七項の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「申請書が」とあるのは、「申請書が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にするための権利を取得する行為であつて」と、同条第七項中「申請に係る農地を農地以外のものにすることにより、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地又は採草放牧地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合」と認める場合

四 行為又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得てないことその他の農林水産省令で定める事由により、申請に係る農地又は採草放牧地の全てを住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが確実と認められない場合に供するための権利を取得しようとするときその他の政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。  
 一 次に掲げる農地又は採草放牧地につき第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合  
 イ 農用地区域内にある農地又は採草放牧地ロイに掲げる農地又は採草放牧地として政令で定めるもの（市街地調整区域内にある政令で定める農地又は採草放牧地以外の農地又は採草放牧地その他の良好な営農条件を備えている農地又は採草放牧地として政令で定めるもの（市街地化が見込まれる区域内にあつては、次に掲げる農地又は採草放牧地を除く。）  
 (1) 市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地又は採草放牧地で政令で定めるもの  
 (2) (1) の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地又は採草放牧地で政令で定めるもの  
 二 前号イ及びロに掲げる農地（同号ロ（1）に掲げる農地を含む。）以外の農地を農地以外のものにする行為により、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地又は採草放牧地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地又は採草放牧地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

五 第三条第六項並びに前条第二項から第五項まで及び第七項の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「申請書が」とあるのは、「申請書が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にするための権利を取得する行為」と、同条第七項中「申請書が」とあるのは、「これらの行為」と読み替えるものとする。  
 一 次に掲げる農地又は採草放牧地につき第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合  
 イ 農地を農地以外のものにする行為であつて」と、同条第七項中「申請に係る農地を農地以外のものにすることにより、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地又は採草放牧地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合」と認める場合  
 二 前号イ及びロに掲げる農地（同号ロ（1）に掲げる農地を含む。）以外の農地を農地以外のものにするため第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合又は同号イ及びロに掲げる採草放牧地（同号ロ（1）に掲げる採草放牧地を含む。）以外の採草放牧地を農地以外のものにするため第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合において、申請に係る農地又は採草放牧地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合  
 三 第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする行為であることは、農地又はその農地と併せて採草放牧地についてこれらの権利を取得する行為であつて」と、農地を農地以外のものにする行為とあるのは、「農地又はその農地と併せて採草放牧地についてこれらの権利を取得するもの」と読み替えるものとする」と認められる場合  
 四 第三条第六項並びに前条第二項から第五項まで及び第七項の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「申請書が」とあるのは、「申請書が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にするための権利を取得する行為」と、同条第七項中「申請書が」とあるのは、「これらの行為」と読み替えるものとする。  
 一 次に掲げる農地又は採草放牧地につき第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合  
 イ 農地を農地以外のものにする行為であつて」と、同条第七項中「申請に係る農地を農地以外のものにすることにより、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地又は採草放牧地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合」と認める場合  
 二 前号イ及びロに掲げる農地（同号ロ（1）に掲げる農地を含む。）以外の農地を農地以外のものにするため第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合又は同号イ及びロに掲げる採草放牧地（同号ロ（1）に掲げる採草放牧地を含む。）以外の採草放牧地を農地以外のものにするため第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合において、申請に係る農地又は採草放牧地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合  
 三 第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする行為であることは、農地又はその農地と併せて採草放牧地についてこれらの権利を取得する行為であつて」と、農地を農地以外のものにする行為とあるのは、「農地又はその農地と併せて採草放牧地についてこれらの権利を取得するもの」と読み替えるものとする。  
 五 第三条第六項並びに前条第二項から第五項まで及び第七項の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「申請書が」とあるのは、「申請書が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にするための権利を取得する行為」と、同条第七項中「申請書が」とあるのは、「これらの行為」と読み替えるものとする。  
 一 次に掲げる農地又は採草放牧地につき第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合  
 イ 農地を農地以外のものにする行為であつて」と、同条第七項中「申請に係る農地を農地以外のものにすることにより、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地又は採草放牧地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合」と認める場合  
 二 前号イ及びロに掲げる農地（同号ロ（1）に掲げる農地を含む。）以外の農地を農地以外のものにするため第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合又は同号イ及びロに掲げる採草放牧地（同号ロ（1）に掲げる採草放牧地を含む。）以外の採草放牧地を農地以外のものにするため第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合において、申請に係る農地又は採草放牧地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合  
 三 第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする行為であることは、農地又はその農地と併せて採草放牧地についてこれらの権利を取得する行為であつて」と、農地を農地以外のものにする行為とあるのは、「農地又はその農地と併せて採草放牧地についてこれらの権利を取得するもの」と読み替えるものとする。

以外の土地であつたものその他政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。)を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地(同条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けてその法人に設定された使用貸借による権利又は賃借権に係るものを除く。)をその法人の耕作若しくは養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めることにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項農業委員会に報告しなければならない。農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなりた場合(農地所有適格法人が合併によつて解散し、又は分割をした場合において、当該合併によつて設立し、若しくは当該合併後存続する法人又は当該分割によつて当該農地若しくは採草放牧地について同項本文に掲げる権利を承継した法人が農地所有適格法人でない場合を含む。第七条第一項において同じ。)におけるその法人及びその一般承継人に講ずべきことを勧告することができる。

3 農業委員会は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた法人からその所有する農地又は採草放牧地について所有権の譲渡しをする旨の申出があつたときは、これららの土地の所有権の譲渡しについてのあつせんに努めなければならない。

(農地所有適格法人以外の者の報告等)

なぐつた場合において、その法人若しくはその一般承継人が所有する農地若しくは採草放牧地があるとき、又はその法人及びその一般承継人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地でその法人若しくはその一般承継人の耕作若しくは養畜の事業に供されているものがあるときは、国がこれを買収する。ただし、これらの土地で、その法人が第三条第一項本文に掲げる権利を取得した時に農地及び採草放牧地以外の土地であつたものその他政令で定めるもの並びに同条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けてその法人に設定された使用貸借による権利又は賃借権に係るものについては、この限りでない。

農業委員会は、前項の規定による買収をすべき農地又は採草放牧地があると認めたときは、次に掲げる事項を公示し、かつ、公示の日の翌日から起算して一月間、その事務所で、これらの方の事項を記載した書類を縦覧に供しなければならない。

一 その農地又は採草放牧地の所有者の氏名又は名称及び住所

二 その農地又は採草放牧地の所在、地番、地目及び面積

三 その他必要な事項

農業委員会は、前項の規定による公示をしたときは、遅滞なく、その土地の所有者に同項各号に掲げる事項を通知しなければならない。ただし、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行つてもなおその者を確知することができないときは、この限りでない。

農業委員会は、第一項の規定による買収をすべき農地又は採草放牧地が第六条第二項の規定による勧告に係るものであるときは、当該勧告の日（同条第三項の申出があつたときは、当該申出の日）の翌日から起算して三月間（当該期間内に第三条第一項又は第十八条第一項の規定による許可の申請があり、その期間経過後まで

これに対する処分がないときは、その処分があるまでの間)、第二項の規定による公示をしないものとする。

農業委員会は、第一項の規定による買収をすべき農地又は採草放牧地につき第二項の規定により公示をした場合において、その公示の日の翌日から起算して三月以内に農林水産省令で定めるところにより当該法人から第二条第三項各号に掲げる要件のすべてを満たすに至つた旨の届出があり、かつ、審査の結果その届出が真実であると認められるときは、遅滞なく、その公示を取り消さなければならない。

農業委員会は、前項の規定による届出があり、審査の結果その届出が真実であると認められないときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

第五項の規定により公示された農地若しくは採草放牧地の所有者又はこれらの土地について所有権以外の権原に基づく使用及び収益をさせている者が、その公示に係る農地又は採草放牧地につき、第五項に規定する期間の満了の日（その日までに同項の規定による届出があり、これにつき第六項の規定による公示があつた場合のその公示に係る農地又は採草放牧地については、その公示の日）の翌日から起算して三月以内に、農林水産省令で定めるところにより所有権の譲渡をし、地上権若しくは永小作権の消滅をさせ、使用貸借の解除をし、若しくは合意による解約をし、賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、若しくは賃貸借の更新をしない旨の通知をし、又はその他の使用及び収益を目的とする権利を消滅させたときは、当該農地又は採草放牧地についての買収をしない。当該期間内に第三条第一項又は第十八条第一項の規定による許可の申請があり、その期間経過後までこれに対する処分がないときも、その処分があるまでは、同様とする。

(農業委員会の関係書類の送付)  
**第八条** 農業委員会は、前条第一項に規定する地主又は采買人等に該書類を送付する。

三、その農地若しくは採草放牧地の上に先取特権、質権若しくは抵当権がある場合又はその農地若しくは採草放牧地につき所有権に関する仮登記上の権利若しくは仮処分の執行に係る権利がある場合には、これらの権利の種類並びにこれららの権利を有する者の氏名又は名称及び住所

農業委員会は、前項の書類を送付する場合において、買収すべき農地若しくは採草放牧地の上に先取特権、質権若しくは抵当権があるとき又はその農地若しくは採草放牧地につき所有権に関する仮登記上の権利若しくは仮処分の執行に係る権利があるときは、これらの権利を有する者に対し、農林水産省令で定めるところにより、対価の供託の要否を二十日以内に農林水産大臣に申し出るべき旨を通知しなければならない。

(買収令書の交付及び総覧)

**第九条** 農林水産大臣は、前条第一項の規定により送付された書類に記載されたところに従い、遅滞なく(同条第二項の規定による通知をした場合には、同項の期間経過後遅滞なく)、次に掲げる事項を記載した買収令書を作成し、これをその農地又は採草放牧地の所有者に、その謄本をその農業委員会に交付しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 買収の期日

三 対価

四 対価の支払の方法(次条第二項の規定により対価を供託する場合には、その旨)

五 その他必要な事項

農林水産大臣は、前項の規定による買収令書の交付をすることができない場合には、その内容を公示して交付に代えることができる。

農業委員会は、買収令書の謄本の交付を受けたときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに、その公示の日の翌日から起算して二十日

間、その事務所でこれを縦覧に供しなければならない。

(対価)

**第十一条** 前条第一項第三号の対価は、政令で定めることにより算出した額とする。

2 買取すべき農地若しくは採草放牧地の上に先取特権、質権若しくは抵当権がある場合又はその農地若しくは採草放牧地につき所有権に関する登記上の権利若しくは仮処分の執行に係る権利がある場合には、これらの権利を有する者から第八条第二項の期間内に、その対価を供託しないでもよい旨の申出があつたときを除いて、国は、その対価を供託しなければならない。

3 国は、前項に規定する場合のほか、次に掲げる場合にも対価を供託することができる。

4 一 対価の支払を受けた者が対価を受領することができない場合

二 対価の支払を受けるべき者が対価を受領することができない場合

三 相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行つてもなお対価の支払を受けるべき者を確定することができない場合

四 差押え又は仮差押えにより対価の支払の禁止を受けた場合

5 前二項の規定による対価の供託は、買収べき農地又は採草放牧地の所在地の供託所にするものとする。

**第十二条** 国が買収令書に記載された買収の期日までにその買収令書に記載された対価の支払又は供託をしたときは、その期日に、その農地又は採草放牧地の上にある先取特権、質権及び抵当権並びにその農地又は採草放牧地についての所有権に関する登記上の権利は消滅し、その農地又は採草放牧地にての所有権に関する登記上の権利は消滅する。前項の規定により消滅する先取特権、質権又は抵当権を有する者は、前条第二項又は第三項の規定により供託された対価に対してその権利を行うことができる。

3 国が買収令書に記載された買収の期日までにその買収令書に記載された対価の支払又は供託を行なうときは、その買収令書は、効力を失う。

4 第一項及び前項の規定の適用については、国が、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第二十一条第一項の規定により、対価の支払に必要な資金を日本銀行に交付して送金の手続をさせ、その旨をその農地又は採草放牧地の所有者に通知したときは、その通知が到達した時を国が対価の支払をした時とみなす。

(附帯施設の買収)

**第十三条** 第七条第一項の規定による買収をする場合において、農業委員会がその買収される農地又は採草放牧地の農業上の利用のため特に必要があると認めるときは、国は、その買収される農地又は採草放牧地の所有者の有する土地(農地及び採草放牧地を除く)、立木、建物その他の工作物又は水の使用に関する権利(以下「附帯施設」という)を併せて買収することができる。

2 第八条から前条までの規定は、前項の規定による買収をする場合に準用する。この場合において、第八条第一項第二号中「その農地又は採草放牧地の所在、地番、地目及び面積」とあるのは、「土地についてはその所在、地番、地目及び面積、立木についてはその樹種、数量及び所在の場所、工作物についてはその種類及び所在の場所、水の使用に関する権利についてはその内容」と読み替えるものとする。

(登記の特例)

3 国が第七条第一項又は前条第一項の規定により買収をする場合の土地又は建物の登記については、政令で、不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)の特例を定めることができる。

**第十四条** 農業委員会は、農業委員会等に関する法律第三十五条第一項の規定による立入調査のほか、第七条第一項の規定による買収をするため必要があるときは、委員、推進委員(同法第十七条第一項に規定する推進委員をいう。次項において同じ)又は職員に法人の事務所その他他の事業場に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする委員、推進委員又は職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならぬ。

(承継人に対する効力)

**第十五条** 第八条第二項(第十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知及び第九条(第十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による買収令書の交付は、その通知又は交付を受けた者の承継人に對してもその効力を有する。

(第三章 利用関係の調整等)

(農地又は採草放牧地の貸借の対抗力)

**第十六条** 農地又は採草放牧地の貸借は、その登記がなくとも、農地又は採草放牧地の引渡があつたときは、これをもつてその後その農地又は採草放牧地についての権利を取得した第三者に対抗することができる。

(農地又は採草放牧地の貸借の更新)

**第十七条** 農地又は採草放牧地の貸借について期間の定めがある場合において、その当事者が、その期間の満了の一年前から六月前まで(賃貸人又はその世帯員等の死亡又は第二条第二項に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は畜産の放牧をすることができないため、一時賃貸をしたことが明らかな場合は、その期間の満了の六月前から一ヶ月前まで)の間に、相手方に對して更新をしない旨の通知をしないときは、従前の賃貸借と同一の条件で更に賃貸借をしたものとみなす。ただし、水田裏作を目的とする賃貸借でその期間が一年未満であるもの、第三十七条から第四十条までの規定によつて設定された農地中間管理権に係る賃貸借及び農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項第一号に掲げる賃貸借の解除が、賃借人がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合において、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出で行われる場合

三 貸借の更新をしない旨の通知が、十年以内にない場合を除く。

二 合意による解約が、その解約によつて農地若しくは採草放牧地を引き渡すこととなる期間の満了する日がその信託に係る信託行為によりその信託が終了することとなる日前一年以内に明瞭かであるものに基づいて行われる場合又は民事調停法による農事調停によって行われる場合

四 第三条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けて設定された賃借権に係る賃貸借の解除が、賃借人がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合において、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出で行われる場合

五 農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項第一号に掲げる業務の実施により借り受け、又は同項第二号に掲げる業務若しくは農業経営基盤強化促進法第七条第一号に掲げる事業の実施により貸付けた農地又は採草放牧地に係る賃貸借の解除が、農地中間管理事業の推進に関する法律第二十条又は第二十一条第二項の規定により都道府県知事の承認を受けて行われる場合

三 前項の許可は、次に掲げる場合でなければ

してはならない。

二 貸借人が信義に反した行為をした場合

一 貸借人が信義に反した行為をした場合

四 その農地について賃借人が第三十六条第一項の規定による勧告を受けた場合

五 貸借人である農地所有者に該当する場合

又は合意による解約にあつてはこれらの行為によつて賃貸借の終了する日、賃貸借の更新をしない旨の通知にあつてはその賃貸借の期間の満了する日がその信託に係る信託行為によりその信託が終了することとなる日前一年以内に明瞭かであるものに基づいて行われる場合又は民事調停法による農事調停によつて行われる場合

二 合意による解約が、その解約によつて農地若しくは採草放牧地を引き渡すこととなる期間の満了する日がその信託に係る信託行為によりその信託が終了することとなる日前一年以内に明瞭かであるものに基づいて行われる場合又は民事調停法による農事調停によつて行われる場合

三 貸借の更新をしない旨の通知が、十年以内にない場合を除く。

る農地所有適格法人の構成員となつてゐる賃貸人がその法人の構成員でなくなり、その賃貸人又はその世帯員等がその許可を受けた後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができるとの認められ、かつ、その事業に必要な農作業に常時従事すると認められる場合

六 その他正当の事由がある場合

都道府県知事は、第一項の規定により許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県機構の意見を聽かなければならぬ。ただし、農業委員会等に関する法律第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

四 第一項の許可是、条件をつけてすることができる。

五 第一項の許可を受けないでした行為は、その効力を生じない。

六 農地又は採草放牧地の賃貸借につき解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知が第一項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行なわれた場合には、これらの行為をした者は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会にその旨を通知しなければならない。

七 前条又は民法第六百七十七条（期間の定めのない賃貸借の解約の申入れ）若しくは第六百十八条（期間の定めのある賃貸借の解約をする権利の留保）の規定と異なる賃貸借の条件でこれら規定による場合に比して賃借人に不利なものとは、定めないものとみなす。

八 農地又は採草放牧地の賃貸借に付いた解除条件（第三条第三項第一号及び農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第二項第二号へに規定する条件を除く。）又は不確定期限は、付けないものとみなす。

**第十九条 削除**

（借貸等の増額又は減額の請求権）

**第二十条 借貸等（耕作の目的で農地につき賃借権又は地上権が設定されている場合の借貸又は地代（その賃借権又は地上権の設定に付隨して、農地以外の土地についての賃借権若しくは地上権又は建物その他の工作物についての賃借権が設定され、その借貸又は地代と農地の借貸又は地代とを分けることができない場合には、その農地以外の土地又は工作物の借貸又は地代**

を含む。）及び農地につき永小作権が設定されている場合の小作料をいう。以下同じ。）の額が農産物の価格若しくは生産費の上昇若しくは低下その他の経済事情の変動により又は近傍類似の農地の借賃等の額に比較して不相当となるときは、契約の条件にかかわらず、当事者は、将来に向かつて借賃等の額の増減を請求することができる。ただし、一定の期間借賃等の額を増加しない旨の特約があるときは、その定めに従う。

二 借賃等の増額について当事者間に協議が調わないときは、その請求を受けた者は、増額を正当とする裁判が確定するまでは、相当と認める額の借賃等を支払うことをもつて足りる。ただし、その裁判が確定した場合において、既に支払った額に不足があるときは、その不足額に年十パーセントの割合による支払期後の利息を付してこれを支払わなければならない。

三 借賃等の減額について当事者間に協議が調わないときは、その請求を受けた者は、減額を正当とする裁判が確定するまでは、相当と認める額の借賃等の支払を請求することができる。ただし、その裁判が確定した場合において、既に支払を受けた額が正当とされた借賃等の額を超えるときは、その超過額に年十パーセントの割合による受領の時からの利息を付してこれを返還しなければならない。

**（契約の文書化）**

**第二十二条 農地又は採草放牧地の賃貸借契約について**は、当事者は、書面によりその存続期間、借賃等の額及び支払条件その他その契約並びにこれに付随する契約の内容を明らかにしなければならない。

**（強制競売及び競売の特例）**

**第二十三条 農地又は採草放牧地の賃貸借契約について**は、当事者は、書面によりその存続期間、借賃等の額及び支払条件その他その契約並びにこれに付随する契約の内容を明らかにしなければならない。

**第二十四条 農林水産大臣は、前二条の規定により買受人となつたものとみなす。**

**（農業委員会への通知）**

**第二十五条 農業委員会は、農地又は採草放牧地の利用關係の紛争について、農林水産省令で定める手続に従い、当事者の双方又は一方から和解の仲介の申立てがあつたときは、和解の仲介を行なう。ただし、農業委員会が、その紛争について和解の仲介を行なうことが困難又は不適であると認めるときは、申立てをした者の同**

により算出した額で買い取る旨を申し入れなければならない。

一 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第六十条第三項に規定する買受可能価額が第十一条第一項の政令で定めるところにより算出した額を超える場合

二 国が買受人となれば、その土地の上にある留置権、先取特権、質権又は抵当権で担保された債権を弁済する必要がある場合

三 売却条件が国に不利になるよう変更されている場合

四 国が買受人となつた後もその土地につき所持する権利が存続する場合

三 前項の申入れがあつたときは、国は、強制競売又は競売による最高買受申出人となつたものとみなす。この場合の買受けの申出の額は、第十条第一項の政令で定めるところにより算出した額とする。

**（公売の特例）**

**第二十六条 仲介委員は、第十一条第一項に係る競売の申出があつたときは、當該競売又は競売による受領の時からの利息を付してこれを返還しなければならない。**

**（仲介委員の任務）**

二 仲介委員は、和解の仲介に関して必要があると認める場合には、都道府県の小作主事の意見を求めることができる。

**第二十七条 仲介委員は、紛争の実情を詳細に調査し、事件が公正に解決されるよう努めなければならない。**

**（都道府県知事による和解の仲介）**

二 都道府県知事は、第二十五条第一項ただし書の規定による申出があつたときは、和解の仲介を行なう。

**第二十八条 仲介委員は、紛争の実情を詳細に調査し、事件が公正に解決されるよう努めなければならない。**

**（都道府県知事による和解の仲介）**

二 都道府県知事は、必要があると認めるときは、小作主事その他の職員を指定して、その者に和解の仲介を行なわせることができる。

三 前条の規定は、前二項の規定による和解の仲介について準用する。

**（政令への委任）**

二 都道府県知事は、必要があると認めるときは、そのほか、和解の仲介に関し必要な事項は、政令で定める。

**第四章 遊休農地に関する措置**

**（利用状況調査）**

**第二十九条 農業委員会は、農林水産省令で定めるところにより、毎年一回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査（以下「利用状況調査」という。）を行なわなければならない。**

**（農業委員会による和解の仲介）**

二 農業委員会は、必要があると認めるときは、その旨を農業委員会に申し出で適切な措置を講すべきことを求めることができる。

**（農業委員会による和解の仲介）**

二 農業委員会は、農地又は採草放牧地の利用關係の紛争について、農林水産省令で定める手續に従い、当事者の双方又は一方から和解の仲介の申立てがあつたときは、和解の仲介を行なう。ただし、農業委員会が、その紛争について和解の仲介を行なうことが困難又は不適であると認めるときは、申立てをした者の同

意を得て、都道府県知事に和解の仲介を行なうべき旨の申出をすることができる。

二 農業委員会による和解の仲介は、農業委員会の委員のうちから農業委員会の会長が事件ごとに指名する三人の仲介委員によつて行なう。

**（小作主事の意見聴取）**

二 仲介委員は、第十八条第一項本文に規定する事項について和解の仲介を行う場合に是、都道府県の小作主事の意見を聴かなければならぬ。

**第二十六条 仲介委員は、第十一条第一項本文に規定する事項について和解の仲介を行なう。**

二 一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合、土地改良区その他の農林水産省令で定める農業者の組織する団体







2 農地台帳は、その全部を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておきことができる物を含む。）をもつて調製するものとする。

3 農地台帳の記録又は記録の修正若しくは消去は、この法律の規定による申請若しくは届出又は前条の規定による農地に関する情報の収集により得られた情報に基づいて行うものとし、農業委員会は、農地台帳の正確な記録を確保するよう努めるものとする。

4 前二項に規定するもののほか、農地台帳に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

（農地台帳及び農地に関する地図の公表）

**第五十二条の三 農業委員会は、農地に関する情報の活用の促進を図るため、第五十二条の規定による農地に関する情報の提供の一環として、農地台帳に記録された事項（公表することにより個人の権利利益を害するものその他の公表することが適当でないものとして農林水産省令で定めるものを除く。）をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。**

3 前条第二項から第四項までの規定は、前項の地図について準用する。

**第五十二条の四 農業委員会は、必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、第五十二条の規定による命令その他必要な措置を講ずべきことを要請することができる。**

（不服申立て）

**第五十三条 第九条第一項（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による買取令書の交付又は第三十九条第一項（第四十一条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の裁定についての審査請求においては、その対価・借賃又は補償金の額についての不服をその処分についての不服の理由とすることができない。ただし、第四十一条第二項において読み替えて準用する第三十九条第一項の裁定を受けた者がその裁定に係る農地の所有者等を確定することができないことにより第五十五条第一項の訴えを提起することができない場合は、この限りでない。**

**第五十四条 削除**

（対価等の額の増減の訴え）

**第五十五条 次に掲げる対価・借賃又は補償金の額に不服がある者は、訴えをもつて、その増減を請求することができる。ただし、これらの対価・借賃又は補償金に係る処分のあつた日から六月を経過したときは、この限りでない。**

一 第九条第一項第三号（第十二条第二項において準用する場合を含む。）に規定する対価

二 第三十九条第二項第四号に規定する借賃

三 第四十二条第二項において読み替えて準用する第三十九条第二項第四号に規定する補

（土地の面積）

**第五十六条 この法律の適用については、土地の面積は、登記簿の地積による。ただし、登記簿の地積が著しく事実と相違する場合及び登記簿**

の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会にに対して裁判の申請をすることができる。

3 第七条第二項又は第六項の規定による公示については、審査請求をすることができない。前項の規定により裁判の申請をすることができる。

4 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十

号）第二十二条の規定は、前項後段の処分につ

き、処分をした行政方が誤つて審査請求又は再

調査の請求をすることができる旨を教示した場

合に準用する。

の地積がない場合には、実測に基づき、農業委員会が認定したところによる。

（換地予定地に相当する従前の土地の指定）

県知事の事務の処理が農地又は採草放牧地の確

保に支障を生じさせていることが明らかである

として地方自治法第二百四十五条の五第一項の

項の規定による求めを行うときは、当該都道府県

事が講ずべき措置の内容を示して行うものとす

る。

1 第四条第一項及び第八項の規定により都道

府県知事が処理することとされている事務

（同一の事業の目的に供するため四ヘクターハー

ルを超える農地又はその農地と併せて採草放

牧地について第三条第一項本文に掲げる権利

を取得する行為に係るものを除く。）

農林水産大臣は、次に掲げる市町村の事務の

処理が農地又は採草放牧地の確保に支障を生じ

させていることが明らかであるとして地方自治

法第二百四十五条の五第二項の指示を行うとき

は、当該市町村が講ずべき措置の内容を示して

行うものとする。

2 第四条第一項及び第八項の規定により指定

市町村の長が処理することとされている事務

（同一の事業の目的に供するため四ヘクターハー

ルを超える農地を農地以外のものにする行為

に係るものを除く。）

農林水産大臣は、次に掲げる市町村の事務の

処理が農地又は採草放牧地の確保に支障を生じ

させていることが明らかであるとして地方自治

法第二百四十五条の五第二項の指示を行うとき

は、当該市町村が講ずべき措置の内容を示して

行うものとする。

3 第四条第一項及び第八項の規定により指定

市町村の長が処理することとされている事務

（同一の事業の目的に供するため四ヘクターハー

ルを超える農地又はその農地と併せて採草放

牧地について第三条第一項本文に掲げる権利

を取得する行為に係るものを除く。）

農林水産大臣は、次に掲げる市町村の事務の

処理が農地又は採草放牧地の確保に支障を生じ

させていることが明らかであるとして地方自治

法第二百四十五条の五第二項の指示を行うとき

は、当該市町村が講ずべき措置の内容を示して

行うものとする。

4 第四条第一項及び第八項の規定により指定

市町村の長が処理することとされている事務

（同一の事業の目的に供するため四ヘクターハー

ルを超える農地又はその農地と併せて採草放

牧地について第三条第一項本文に掲げる権利

を取得する行為に係るものを除く。）

農林水産大臣は、次に掲げる市町村の事務の

処理が農地又は採草放牧地の確保に支障を生じ

させていることが明らかであるとして地方自治

法第二百四十五条の五第二項の指示を行うとき

は、当該市町村が講ずべき措置の内容を示して

行うものとする。

5 第四条第一項及び第八項の規定により指定

市町村の長が処理することとされている事務

（同一の事業の目的に供するため四ヘクターハー

ルを超える農地又はその農地と併せて採草放

牧地について第三条第一項本文に掲げる権利

を取得する行為に係るものを除く。）

農林水産大臣は、次に掲げる市町村の事務の

処理が農地又は採草放牧地の確保に支障を生じ

させていることが明らかであるとして地方自治

法第二百四十五条の五第二項の指示を行うとき

は、当該市町村が講ずべき措置の内容を示して

行うものとする。

（是正の要求の方式）

員会が認定したところによる。

（換地予定地に相当する従前の土地の指定）

県知事の事務の処理が農地又は採草放牧地の確

保に支障を生じさせていることが明らかである

として地方自治法第二百四十五条の五第一項の

項の規定による求めを行うときは、当該都道府県

事が講ずべき措置の内容を示して行うものとす

る。

1 第四条第一項及び第八項の規定により都道

府県知事が処理することとされている事務

（同一の事業の目的に供するため四ヘクターハー

ルを超える農地又はその農地と併せて採草放

牧地について第三条第一項本文に掲げる権利

を取得する行為に係るものを除く。）

農林水産大臣は、次に掲げる市町村の事務の

処理が農地又は採草放牧地の確保に支障を生じ

させていることが明らかであるとして地方自治

法第二百四十五条の五第二項の指示を行うとき

は、当該市町村が講ずべき措置の内容を示して

行うものとする。

2 第四条第一項及び第八項の規定により指定

市町村の長が処理することとされている事務

（同一の事業の目的に供するため四ヘクターハー

ルを超える農地を農地以外のものにする行為

に係るものを除く。）

農林水産大臣は、次に掲げる市町村の事務の

処理が農地又は採草放牧地の確保に支障を生じ

させていることが明らかであるとして地方自治

法第二百四十五条の五第二項の指示を行うとき

は、当該市町村が講ずべき措置の内容を示して

行うものとする。

3 第四条第一項及び第八項の規定により指定

市町村の長が処理することとされている事務

（同一の事業の目的に供するため四ヘクターハー

ルを超える農地又はその農地と併せて採草放

牧地について第三条第一項本文に掲げる権利

を取得する行為に係るものを除く。）

農林水産大臣は、次に掲げる市町村の事務の

処理が農地又は採草放牧地の確保に支障を生じ

させていることが明らかであるとして地方自治

法第二百四十五条の五第二項の指示を行うとき

は、当該市町村が講ずべき措置の内容を示して

行うものとする。

4 第四条第一項及び第八項の規定により指定

市町村の長が処理することとされている事務

（同一の事業の目的に供するため四ヘクターハー

ルを超える農地又はその農地と併せて採草放

牧地について第三条第一項本文に掲げる権利

を取得する行為に係るものを除く。）

農林水産大臣は、次に掲げる市町村の事務の

処理が農地又は採草放牧地の確保に支障を生じ

させていることが明らかであるとして地方自治

法第二百四十五条の五第二項の指示を行うとき

は、当該市町村が講ずべき措置の内容を示して

行うものとする。

5 第四条第一項及び第八項の規定により指定

市町村の長が処理することとされている事務

（同一の事業の目的に供するため四ヘクターハー

ルを超える農地又はその農地と併せて採草放

牧地について第三条第一項本文に掲げる権利

を取得する行為に係るものを除く。）

農林水産大臣は、次に掲げる市町村の事務の

処理が農地又は採草放牧地の確保に支障を生じ

させていることが明らかであるとして地方自治

法第二百四十五条の五第二項の指示を行うとき

は、当該市町村が講ずべき措置の内容を示して

行うものとする。

のうち、指定都市の区域内にある農地又は採草放牧地に係るものについては、当該指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中前段に規定する事務に係る都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として、指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。  
**(農業委員会に関する特例)**

**第六十条** 農業委員会等に関する法律第三条第一項ただし書又は第五項の規定により、農業委員会が置かれていない市町村についてのこの法律（第二十五条を除く。以下この項において同じ。）の適用については、この法律中「農業委員会」とあるのは、「市町村長」と読み替えるものとする。

**2 農業委員会等に関する法律第三条第二項の規定**により、以上の農業委員会が置かれている市町村についてのこの法律の適用については、この法律中「市町村の区域」とあるのは、「農業委員会の区域」と読み替えるものとする。  
**(特別区等の特例)**

**第六十一条** この法律中市町村又は市町村長に関する規定（指定都市にあつては、第三条第四項を除く。）は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、指定都市（農業委員会等に関する法律第四十一条第二項の規定により、区（総合区を含む。以下この条において同じ。）ごとに農業委員会を置かないこととされたものを除く。）にあつては区長（総合区長を含む。）に適用する。  
**(権限の委任)**

**第六十二条** この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。  
**(事務の区分)**

**第六十三条** この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務のうち、次の各号及び次項各号に掲げるもの以外のものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第三条第四項の規定により市町村が処理することとされている事務（同項の規定により農業委員会が処理することとされている事務を除く。）  
二 第四条第一項、第二項及び第八項の規定により都道府県等が処理することとされている事務

事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るもの）を除く。）

三 第四条第三項の規定により市町村が処理することとされている事務（意見を付する事務に限る。）

四 第四条第三項の規定により市町村（指定市町村に限る。）が処理することとされている事務（申請書を送付する事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るもの）を除く。）

五 第四条第四項及び第五項（これらの規定を同条第十項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務

六 第四条第九項の規定により都道府県等が処理することとされている事務（意見を聴く事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るもの）を除く。）に限る。）

七 第四条第九項の規定により市町村が処理することとされている事務（意見を述べる事務に限る。）

八 第五条第一項及び第四項の規定並びに同条第三項において準用する第四条第二項の規定により都道府県等が処理することとされる事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るもの）を除く。）に限る事務（意見を付する事務に限る。）

九 第五条第三項において準用する第四条第三項の規定により市町村が処理することとされている事務（意見を付する事務に限る。）

十 第五条第三項において準用する第四条第三項の規定により市町村（指定市町村に限る。）が処理することとされている事務（申請書を送付する事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るもの）を除く。）に限る。）

十一 第五条第三項において読み替えて準用する第四条第四項及び第五項の規定並びに第五条第五項において読み替えて準用する第四条第四項及び第五項の規定により市町村が処理することとされている事務

十二 第五条第五項において準用する第四項第九項の規定により都道府県等が処理することとされている事務（意見を聽く事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るもの）を除く。）に限る。）

十三 第五条第五項において準用する第四項第九項の規定により市町村が処理することとされている事務（意見を述べる事務に限る。）

十四 第三十条 第三十三条 第三十二条第一項、同条第二項から第五項まで（これらの規定を第三十三条第一項において準用する場合を含む。）、第三十三条第一項、第三十四条、第三十五条第一項、第三十六条及び第四十二条第一項の規定により市町村に係するものとされている事務

十五 第四十二条の規定により市町村が処理することとされている事務

十六 第四十三条第一項の規定により市町村（指定市町村に限る。）が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地をコンクリートその他これに類するもので覆う行為に係るものとされる事務を除く。）

十七 第四十四条の規定により市町村が処理することとされている事務

十八 第四十九条第一項、第三項及び第五項並びに第五十条の規定により都道府県等が処理することとされている事務（第二号、第八号及び次号に掲げる事務に係るものに限る。）

十九 第五十一条の規定により都道府県等が処理することとされている事務（第二号及び第八号に掲げる事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。）

二十 第五十一条の一の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務

二十一 第五十二条から第五十二条の三までの規定により市町村が処理することとされている事務

二十二 第四条第一項第七号の規定により市町村（指定市町村を除く。）が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るもの）を除く。）

二 第四条第三項の規定により市町村（指定市町村を除く。）が処理することとされている事務（申請書を送付する事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地以外のものにする行為に係るもの）を農地以外のものにする行為に係るもの）を除く。）に限る。）

三 第五条第一項第六号の規定により市町村（指定市町村を除く。）が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るもの）を除く。）

四 第五条第三項において準用する第四条第三項の規定により市町村（指定市町村を除く。）が処理することとされている事務（申請書を送付する事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るもの）を除く。）に限る。）

五 第四十三条第一項の規定により市町村（指定市町村を除く。）が処理することとされる事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地をコンクリートその他これに類するもので覆う行為に係るもの）を除く。）

（運用上の配慮）

**第六十三条の二** この法律の運用に当たつては、我が国の農業が家族農業経営、法人による農業経営等の経営形態が異なる農業者や様々な経営規模の農業者など多様な農業者により、及びその連携の下に担われてること等を踏まえ、農業の経営形態、経営規模等についての農業者の主体的な判断に基づく様々な農業に関する取組を尊重するとともに、地域における貴重な資源である農地が地域との調和を図りつつ農業上有効に利用されるよう配慮しなければならない。

**第六章 罰則**

**第六十四条** 次の各号のいづれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項又は第十八条第一項の規定に違反した者は、偽りその他不正の手段により、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項又は第十八項第一項の許可を受けた者















三十三条、第三十四条の三第二項第五号及び第六十四条の改正規定に限る。)、第九十二条（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十五条の改正規定を除く。）、第九十三条、第九十五条、第一百十一条、第一百八十三条、第一百五十五条及び第一百八十八条の規定（公布の日から起算して三月を経過した日）布の日から起算して三月を経過した日

二 第二条、第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。）、第十四条（地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第一百号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十九年法律第四十九号）の項並びに別表第二都市再開発法（昭和四十年法律第三十八号）の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の項の改正規定に限る。）、第十七条から第十九条まで、第二十二条（児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十二条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。）、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条（社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十七条の改正規定に限る。）、第三十五条（第三十七条、第三十八条（水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。）、第三十九条、第四十三条（職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。）、第五十一条（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。）、第五十四条（障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。）、第六十五条（農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の





法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)  
この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

#### 附 則 (平成二十九年六月二日法律第四五号)

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第三百三十三条の二、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成二十九年六月二日法律第四八号)抄

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。(政令への委任)

#### 附 則 (平成三十一年五月一八日法律第二三号)抄

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。(政令への委任)

この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。(政令への委任)

この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

び同条第三項の改正規定(同項第一号に係る部分を除く。)、第二条中農業経営基盤強化促進法の目次の改正規定、同法第四条から第七条までの改正規定、同法第十二条第一項及び第十三条の改正規定(同項第二項中第七号を削り、第八号を第七号とする部分を除く。)並びに同法第二十三条第十項及び第三十三条の改正規定、第三条中農地法第二条第三項第二号の改正規定、同法第三条の改正規定(同項第二号を削り、第七項を第六項とする部分を除く。)、同法第四条第一項第三号及び第五条第一項第二号の改正規定、同法第十七条(ただし、第一項第七号の二に係る部分及び同条中第六項を削り、第七項を第六項とする部分を除く。)、同法第四条第一項第三号及び第五条第一項第二号の改正規定(「第四条第四項第一号」を書の改正規定、「第四条第三項第一号」に改める部分に限る。)、同法第三十五条(見出しを含む。)の改正規定並びに同法第三十六条第一項第二号、正規定並びに同法第三十六条第一項第二号、第四十六条第一項及び第六十三条第一項第十号の改正規定、第四条中農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項第五号の改正規定並びに附則第三条から第五条までの規定、附則第十一條中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の項第十四号の改正規定並びに附則第十二条、第十三条及び第十五条から第十八条までの規定(公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日)。

に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則 (平成三十一年五月一八日法律第二四号)抄

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 附 則 (令和三年四月二八日法律第二四号)抄

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 附 則 (令和四年五月二七日法律第五三号)抄

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、公布の日から施行する。(政令への委任)

#### 附 則 (令和四年五月二七日法律第五三号)抄

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

施行する。ただし、附則第一十八条の規定は、公布の日から施行する。

(休耕農地に関する措置に関する経過措置)

第五条の規定による改正後の農地法(次項において「新農地法」という。)第三十二条(次項において「新農地法」という。)第三十二条の規定は、施行日以後にされた公示及び当該公示に係る農地法第四十一条の規定による通じて、この法律による改正後の農地中間管理事業の推進に関する法律、農業経営基盤強化促進法、農地法及び農業振興地域の整備に関する法律の規定の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則 (令和四年五月二九日法律第四〇号)抄

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 附 則 (令和六年五月二九日法律第四〇号)抄

(施行期日)  
第一条

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(農地所有適格法人に関する経過措置)

**第四条** 第二条の規定による改正前の農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人であつて、この法律の施行の際現に同項第二号イからチまでに掲げる者に該当する株主の有する議決権の合計が、会社法（平成十七年法律第八十六号）第一百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会における当該種類の株式の総株主の議決権（以下この条において「種類株主総会における総議決権」という。）の過半を占めていないものについては、第二条の規定による改正後の農地法第二条第三項第二号の規定（種類株主総会における総議決権に係る部分に限る。）は、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

(政令への委任)

**第六条** 附則第二条から前条までに定めるものは、政令で定める。  
(検討)

**第七条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。